

会議録

会議の名称	令和元年度 第3回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	令和元年12月20日（金） 午後7時00分から9時00分まで
開催場所	防災センター6階 講座室I
出席者	委員：吉岡座長、大胡副座長、瀬ノ田委員、田中委員、谷川委員、田村委員、中川委員、矢野委員、山本委員、森下委員、折田委員 （欠席：鈴木委員、宮川委員） 事務局：高齢者支援課介護保険担当課長 他5人 生活福祉課調整係 2人
議題	1 前回会議録の確認について 2 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新・変更について 3 地域密着型通所介護の指定に係る同意に関する協定について 4 その他
会議資料の名称	◇配布資料（事前送付） 前回会議録（令和元年度第2回） 資料1 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新・変更について 資料2 地域密着型通所介護の指定に係る同意に関する協定について 参考資料1 指導検査基準（指定認知症対応型通所介護事業） 参考資料2-① 西東京市の被保険者が市外の地域密着型通所介護事業所を利用する場合 参考資料2-② 地域密着型サービス事業者の指定に係る同意に関する協定書（練馬区案） 参考資料2-③ 地域密着型通所介護の利用者等に関する協定（4市と締結済み） ◇当日配布資料 参考資料3 指定更新事業所に関する函面等 ※参考資料2-②及び参考資料3については委員会終了後回収
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>1 開会</u></p> <p>○座長：定足数に達しているので、会議を開催する。事務局から資料の確認をお願いする。</p> <p>○事務局：資料の確認。資料1の2ページ目及び3ページ目「緑寿園ケアセンター」に係る部分について一部資料の差し替えあり。</p> <p><u>2 議題</u></p> <p>（1）前回会議録の確認について</p> <p>○座長：令和元年度第2回会議録の確認について、修正・変更などあるか。（意見なし）</p>	

○座長：前回の会議録については承認する。

(2) 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新・変更について

○座長：続いて次の議題の西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新・変更について、1件目の案件から事務局より説明をお願いします。

○事務局：1件目「緑寿園ケアセンター」の指定更新について資料1の2～3ページ目及び参考資料3に沿って説明

○座長：ただいまの説明に関して、今回指定更新案件に挙がっている事業所に共通することにもなるが、食事についてどういう考え方を持っているのか。食事は利用者にとって大きな楽しみの一つだと思うが、食事の質について緑寿園ケアセンターはどう考えているか。

○委員：緑寿園ケアセンターについては、配食ではなく事業所内で調理しているのでその点は良いと思う。

○委員：緑寿園ケアセンターについてではないが、食事は配食のものを温めるだけというような施設では、あまり食事の満足度は高くないように思われる。

○事務局：食事について補足すると、緑寿園ケアセンターは運営推進会議において食事を一つのテーマとして挙げており、利用者の好みの傾向等を事業所内で分析している。利用者からも、「量が多くて満足」「地元の野菜を使っていて地域のつながりを感じる」等の感想や意見が出ており食事には力を入れている事業所と認識している。

○委員：親族が老健施設を利用しているが、噛む力が落ちてきても原型を留めないミキサー食ではなくソフト食のような形を残した食事等も最近工夫されている。

○座長：ほかに意見・質問等はあるか。

○委員：資料1の2ページ目、管理者の研修欄「みなし措置により修了」とはどのような意味か。

○事務局：認知症対応型サービスの管理者要件として現在設けられている研修は平成18年から始まったものであり、それ以前から事業を行っているものに関しては現行制度開始以前に修了した一定の研修をもって基準を満たす取り扱いとされている。これをみなし措置と呼んでいる。

○委員：利用者の平均要介護度はどれくらいか？

○事務局：平均要介護度は2.9である。

○委員：資料1の3ページ目、稼働率が低下傾向にあり収支が厳しい状況であるとのことだが、事業者から市に相談はあるのか。

○事務局：稼働率低下のため、実施単位数を2単位から1単位に変更したい、定員を縮小したい等の相談は受けている。例えば、稼働率50%前後で2単位実施している事業所であれば、1単位分を休止して利用者数が回復したら2単位に戻す等の変更手続が考えられる。

○座長：稼働率が低い原因はどこにあるのか。事務局の考えはどうか。

○事務局：事業者の経営分析にもあるとおり、通常の通所介護で認知症加算を算定している事業所では認知症に対して手厚い体制が取れる上、報酬単位数は認知症対応型通所介護よりも低く抑えられている。そのため、認知症対応型通所介護の利点に着目される以前に、利用者の自己負担額や支給限度額の都合上選ばれにくい状況があるのではないかと思う。

○座長：その点に関して、ケアマネジャー等に対し市から認知症対応型通所介護の利点を発信していく考え等はあるのか。

○事務局：第8期の介護保険事業計画策定の過程で、社会資源全体の状況を見つつ課題検討していく部分になると思われる。認知症対応型通所介護は限られたサービス種類でもあるため、継続的に事業運営ができる状況が必要と認識している。

○座長：事業者としては自身の専門分野にかかりきりで、他の大事なこと（情報発信等）については後回しになりがちと思う。そこへ研修会等、行政のサポートがあると気づきを得るという意味でも大変助かるのではないか。

○事務局：小規模な事業所等ではそうした部分での課題があると考え。市としては市内のサービス状況について情報収集及び状況把握に努め研修会等も含め課題に対するアプローチを模索していく必要がある。

○座長：そこは労力を要するところと思うが、よろしくお願ひしたい。ほかに意見・質問等はあるか。（意見・質問なし）

それでは、緑寿園ケアセンターの指定更新については承認ということで異議ないか。（異議なし）異議がないようなので、本件については承認する。

続いて西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新・変更について、2件目の案件を事務局より説明をお願いする。

○事務局：2件目「年輪デイホーム」の指定更新について資料1の4～5ページ目及び参考資料3に沿って説明

○座長：ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○委員：年輪弁当の持ち帰りを実施しているとのことだが、認知症独居の利用者の持ち帰り後の責任についてはどうなっているのか。つまり、食べたか食べなかったかの確認についてはどうしているのか。

○座長：弁当についてはその日のうちに食べないといけないということもあると思うが、そのあたりはどうか。

○委員：関連して質問したいが、年輪デイホームでは昼食も年輪弁当なのか。また、私自身もヘルパーの経験があるので分かることだが、冷蔵庫の中に数日分のご飯が入っていて、「いつのものか」と尋ねても分からないことがよくある。先の委員が質問したことは重要なことと思う。

○委員：利用者それぞれの状況はケアマネジャーがアセスメントしているので、弁当の持ち帰りにしても管理能力が低下しているのに持たたままというのは考えにくいと思うが、実態の確認は必要と思う。

○委員：年輪デイホームと担当ケアマネジャーの連携が取れているのかを確認すべきところと思う。

○事務局：いただいた意見・指摘については事業者を確認し、次回の委員会で報告する。

○委員：資料1の5ページ目、「事業所で実施している研修の内容」について「職員からの関心も高く、参加率も高くなっています」とあるが、研修の参加率が高いのは当然のことであり、関心が高いと書かれると研修計画に基づいた実施がされていないような印象を受ける。先の持ち帰り弁当の管理の件なども、このページに書いてあればよかったと思う。事業者自身の資質をアピールするという視点が大事なのではないか。

○座長：事業者のPRポイントを書いてもらう項目なのでそのとおりとと思う。

○事務局：ご意見ありがとうございます。

○座長：そのほかの質問として、資料1の5ページ目「歯科医師による口腔ケア」とあるが、歯科医師は職員・嘱託・顧問等、立場はどうなっているのか。専門職として関わる以上は責任問題も重要であるため、確認したい。

○事務局：法人で契約しているとのこと、直接雇用ではないと聞いている。どのような契約かについては事業者を確認し、次回の委員会で報告する。

○座長：ほかに意見・質問等はあるか。

○委員：看護職員が1名のみとあるが、休みの日についてはどうなるのか。

○事務局：認知症対応型通所介護の人員基準上は「看護職員又は介護職員」を定められた数以上配置することとされているため、看護職員が不在の日でも介護職員の基準数配置があれば基準を満たすこととなる。

○委員：不在の日に医療面での対応が必要になった場合はどうなるのか。

○事務局：事業者を確認し、次回の委員会で報告する。

○座長：ほかに意見・質問等はあるか。

○委員：やはり稼働率の低さが気になる。

○事務局：年輪デイホームについては、平成30年1月に定員を縮小後、今年度に単位数を2単位から1単位に減らしている。概ね10人程度の利用者は安定的に確保できているとのことなので、稼働率は回復してくるものと思われる。

○座長：元々事業の規模が大きすぎたということなのか。

○事務局：サービス開始当初は2単位分の利用者が来ていたとのことなので、通常に通所介護や地域密着型通所介護といった競合サービス事業所の増加が原因ではないかと思われる。

○座長：ほかに意見・質問等はあるか。（意見・質問なし）

それでは、年輪デイホームの指定更新については承認ということで異議ないか。（異議なし）異議がないようなので、本件については承認する。

続いて西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新・変更について、3件目の案件を事務局より説明をお願いします。

○事務局：3件目「デイサービスセンタークレイン」の指定更新について資料1の6～7ページ目及び参考資料3に沿って説明

○座長：ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○委員：先の年輪デイホームと比べると介護職員が少ないが、それは大丈夫なのか。

○事務局：認知症対応型通所介護の人員基準上は「看護職員又は介護職員」がサービス単位ごとに最低2人以上いれば基準を満たすため、看護職員と合わせて必要な配置はできている。

○座長：ほかに意見・質問等はあるか。

○委員：運営推進会議の開催状況が基準に満たないということだが、どういう事情があるのか。

○事務局：管理者からヒアリングしたところ、現場の業務に追われ開催する時間がなく疎かになっていたという趣旨の話があった。指定更新に際して、基準に満たない実施回数であることを指摘し、今後必要な回数の運営推進会議を開催し、今年度はまだ一度も実施していないため開催予定について早急に決定するよう指導を行った。

○委員：運営推進会議の開催状況について市は把握していないのか。

○事務局：運営推進会議については、市の職員か地域包括支援センターの職員が必ず出席することとなっている。また、年に一度、運営推進会議開催状況の調査を行っているが、市で適切な指導ができていなかった。

○座長：資料1の7ページ目に記載のある内容についても、本来であれば運営推進会議で話し合われているべきものが含まれている。事業所として運営推進会議を適切に行えていないとなれば、記載された取り組みについて外部の評価を取り入れる等してしっかりと行えているか疑問を呈したくなる。また、開催する時間がなかったという趣旨の話があるが、今回PRポイントに記載されたような取り組みを会議の議題にあてれば年2回程度は行えたのではないか。そのあたりは市の指導も甘いのではないか。

○事務局：当該法人についてはかねてより別件で研修状況について指導しており、今ご指摘いただいた側面も併せ、今回更新に際して指導した運営推進会議に関する内容とともに引き続き指導を行っていききたい。

○座長：ほかに意見・質問等はあるか。（意見・質問なし）

それでは、デイサービスセンタークレインの指定更新については承認ということで異議ないか。（異議なし）異議がないようなので、本件については承認するが、本日の委員会では意見に関しては事務局より事業者へ確認するとともに適切な指導を行うようお願いする。

○事務局：次回の委員会にて報告する。指定更新に続き、変更のあった事業所について報告する。報告案件につき資料1の8ページ目に沿って説明

（3）地域密着型通所介護の指定に係る同意に関する協定について

○座長：続いて次の議題の地域密着型通所介護の指定に係る同意に関する協定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：地域密着型通所介護の指定に係る同意に関する協定について資料2、参考資料2-①、参考資料2-②及び参考資料2-③に沿って説明

○座長：ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○座長：今まで練馬区と合意に至らなかった理由としては何があるか。

○事務局：平成28年当時は練馬区が認知症対応型通所介護を対象サービス種別を含めるという立場をとったため、西東京市との見解相違により合意に至らなかったものである。令和元年度に入って、練馬区より協定締結のための協議を再開したい旨の申し入れがあった。

○委員：練馬区の利用者が西東京市内の事業所を利用することで、西東京市民が利用できなくなるということはないのか。市民の利益を最優先とされているか。

○事務局：区域外利用の運用については、現在でも「西東京市被保険者の利用に支障がない範囲」で行うよう事業者に喚起しており、事業者において適切に判断されると認識している。

○委員：それは事業者の義務とまではいかないものか。

○事務局：そこまでの強制力はないと考えるが、練馬区との協定案では区域外利用者の割合が区域内利用者の割合を著しく上回る場合については適用除外規定を置いているので、適用除外要件に当てはまる場合は個別の同意協議の際に保険者が事業者に対し適切な指導を行う運用になる。

○委員：事業者に一任ではなく、保険者も関わるということによろしいか。

○事務局：協定の趣旨の周知、運用については保険者も関与し適切に行う。

○委員：市境の事業所などは区域外利用者がもっと増えていくということか。

○事務局：練馬区との協定が存在しない段階にあっても区域外利用は可能であり、区域外利用者は一定数いたことを考えると急激に増えるようなことはないと思われる。練馬区との関係にあっては適用除外規定が存在することもあり、利用者の割合に著しい偏りが発生することは考えにくい。

○座長：区域を抜きに考えて、利用者が自宅から一番近い事業所を今までよりも選択しやすくなるということによろしいか。

○事務局：事前の同意が不要となり利用開始日の制限を受けなくなるのでそうした効果もあるかと思う。利用者及び事業者の事務的負担を軽減するのが狙いである。

○委員：平成28年当時、認知症対応型通所介護を含めないとした理由は何か。市内の同サービス事業所の稼働率を見ると市外利用者も受け入れて利用者増につながる方がよいのではないか。

○事務局：平成28年当時は市内の認知症対応型通所介護事業所に練馬区との協定締結についてのアンケートを実施したところ反対意見の方が多かったため、西東京市としては同サービスを協定に含めないこととした。協定に含めることで市外利用者を獲得しやす

くなる側面はあるが、市内の利用者が市外事業所に流れる可能性もあるため、協定には含めないと判断した。

○座長：ほかに意見・質問等はあるか。（意見・質問なし）

（４）その他について

○座長：続いて最後の議題のその他について、何かあるか。

○事務局：前回の委員会で質問のあった「そよ風定期巡回たなし」の利用状況等について報告する。

令和元年12月13日時点で登録利用者は6名。うち訪問看護サービスを利用しているのが5名、訪問介護サービスのみの利用が1名。圏域別では北東部圏域で1名、中部圏域で2名、西部圏域で3名、南部圏域は利用者なし。要介護度別では、要介護1が2名、要介護2が2名、要介護3が1名、要介護4が1名。サービス時間の平均は週に4時間15分程度で訪問回数は週に18回程度。3つの訪問看護事業所と連携している。利用相談はケアマネジャーからが最も多く、時々地域包括支援センターから相談がある状況。また、利用に繋がらなかったケースとして、家族が頻回な訪問に対し難色を示したものがある。

以上で報告を終了する。

○座長：そのほかに、意見・質問等はあるか。（意見・質問なし）

最後に事務局から次回の連絡をお願いします。

○事務局：次回は令和2年2月開催を予定している。事前に通知を行う。

○座長：これで本日の委員会は閉会する。

以上